

I P 通信網サービス契約約款 別冊（NTT Comひかり電話サービス）【現改比較表】2025年3月10日現在

～2025年3月31日	2025年4月1日～
<p>(令和7年2月26日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第39条の2（略）</p> <p>第40条 時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル</p> <p>第40条の2～通信料別表（略）</p> <p>第1条～第7条の3 （契約者回線番号）</p> <p>第8条 NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに当社が定めます。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話利用回線等の移転等により、そのNTT Com ひかり電話利用回線等について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</p> <p>4 前2項の規定により、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをNTT Com ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>(注) 当社は、本条の規定によるほか、第33条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</p> <p>第9条～第39条の2（略） （時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤル）</p> <p>第40条 NTT Com ひかり電話契約者は、次表により時報サービス、天気予報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。</p>	<p>(令和7年4月1日現在)</p> <p>▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)</p> <p>目次</p> <p>第1条～第39条の2（略）</p> <p>第40条 時報サービス及び災害用伝言ダイヤル</p> <p>第40条の2～通信料別表（略）</p> <p>第1条～第7条の3 （契約者回線番号）</p> <p>第8条 NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号は、1のNTT Com ひかり電話利用回線等ごとに当社が定めます。</p> <p>2 NTT Com ひかり電話利用回線等の移転等により、そのNTT Com ひかり電話利用回線等について契約者回線番号の変更を行う必要が生じたときは、当社は、その変更を行います。</p> <p>3 前項に規定するほか、当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</p> <p>4 前2項の規定により、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更する場合には、あらかじめそのことをNTT Com ひかり電話契約者に通知します。</p> <p>(注1) 番号ポータビリティ（事業法第50条に規定するものをいいます。以下同じとします。）によってその変更前の電気通信番号と同一の番号を利用することができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。</p> <p>・技術的に困難な場合等実施の例外として総務大臣が特に認める場合（総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる場合等とします。総務省の定める番号区画と当社の定める番号区画が異なる区域については、契約事業者の電話サービス契約約款に定めるものとします。）</p> <p>・他の電気通信事業者が番号ポータビリティを認めない場合</p> <p>(注2) 当社は、本条の規定によるほか、第33条（修理又は復旧の順位）の規定による場合は、NTT Com ひかり電話サービスの契約者回線番号を変更することがあります。</p> <p>第9条～第39条の2（略） （時報サービス及び災害用伝言ダイヤル）</p> <p>第40条 NTT Com ひかり電話契約者は、次表により時報サービス及び災害用伝言ダイヤルを利用することができます。</p>

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
天気予報サービス	気象庁が作成した気象又は水象に関する気象情報を通知するサービス	177
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業社が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

2 当社は、[時報サービス](#)又は[天気予報サービス](#)に係る通信について、[時報](#)又は[天気予報](#)を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 [時報サービス](#)又は[天気予報サービス](#)の利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものとします。

第40条の2～第41条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区別	内容
(1)～(5)（略）	（略）

区別	内容	電気通信番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117
災害用伝言ダイヤル	災害が発生した場合（国又は地方公共団体により防災訓練が実施される場合等を含みます。）に、特定協定事業者が必要と認める期間内において、3桁の数字からなるサービス番号並びに連絡番号又は連絡番号及び暗証番号を使用して特定協定事業者の音声蓄積装置へ行う通話について、メッセージの蓄積、再生及び消去を行うサービス	171

2 当社は、[時報サービス](#)に係る通信について、[時報](#)を聞く事ができる状態にした時刻から起算し、6分経過後9分までの間において、その通信を打ち切ります。

3 [時報サービス](#)の利用に係る通信の料金については、料金表第1表（料金（附帯サービスの料金を除きます。））に定める通信料を適用するものとします。

第40条の2～第41条（略）

別記（略）

料金表

通則（略）

第1表（略）

第2表 工事費（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区別	内容
(1)～(5)（略）	（略）

<p>(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</p>	<p>ア 現に利用している別冊（シェアードIP-PBXサービス）に定めるシェアードIP-PBXサービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は電気通信事業法第50条（電気通信番号の使用及び電気通信番号計画）第2項に規定する番号ポータビリティ（当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限ります。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。</p>	<p>(6) 変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費の適用</p>	<p>ア 現に利用している別冊（シェアードIP-PBXサービス）に定めるシェアードIP-PBXサービスに係る契約の解除、契約者回線の利用休止、契約者回線の移転、番号情報送出機能の利用の廃止若しくはポート識別情報送出機能の利用の廃止と同時に同一の番号が契約者回線番号となる場合又は番号ポータビリティ（当社との間で番号ポータビリティを可能とする電気通信事業者に係る場合であって、当社への番号ポータビリティに係る場合に限ります。）によって、その変更前の電気通信番号と同一の番号が契約者回線番号となる場合の交換機等工事費の額については、2（工事費の額）の額に別に算定する実費を加算して適用します。</p> <p>イ アに定める番号ポータビリティに係る工事を行う場合は、この工事にあたり必要な事項を番号ポータビリティに係る当該協定事業者へ通知する必要があることについて、同意していただきます。</p>
<p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 工事費の額 (略)</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金 (略)</p> <p>通信料別表 (略)</p>		<p>2 工事費の額 (略)</p> <p>第3表 附帯サービスに関する料金 (略)</p> <p>通信料別表 (略)</p> <p>▲IP通信網サービス契約約款 共通編</p> <p><u>附則 (令和7年3月5日 CAS1サ第000400006868-01)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p> <p>3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</p>	